



港湾・漁港工事における週休2日制  
促進工事の取扱いについて



# 週休2日制促進工事の取扱い

対象工事	港湾土木請負工事積算基準に基づき積算した工事	積算基準及び標準歩掛(土木編)に基づき積算した工事
週休2日制の形式	<p>工事着手日から工事完成日までの期間を対象期間とし、対象期間におけるすべての土曜日並びに日曜日を現場閉所対象日とする。</p> <p>※「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(令和5年4月1日版)</p>	<p>工事着手日から工事完成日までの期間を対象期間とし、対象期間におけるすべての土曜日並びに日曜日を現場閉所対象日とする。</p> <p>※「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(令和5年4月1日版)</p>
	<p><u>起算する土曜日</u>から始まり、<u>4週目の金曜日</u>までで終わる4週間又は起算する<u>月曜日</u>から始まり、<u>4週目の日曜日</u>までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日があること。</p> <p>※国土交通省港湾局「休日確保した工事の労務単価等の補正について」(令和4年4月1日以降に公告する工事から適用)</p>	

## ※対象工事例



「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」と異なる部分

港湾土木請負工事積算基準・・・防波堤、岸壁、護岸、ふ頭用地

積算基準標準歩掛(土木編)・・・臨港道路、モータープール、SOLASフェンス etc...



# 週休2日制促進工事の取扱い

## 対象工事確認方法(令和5年8月1日以降起工工事)

経費情報一覧表

項目名称	今回設計情報
工事名	江口港区域防波堤工事
適用日	20230801
単価地区	高野工
経費工種	浚渫工事
施工地域・工事場所区分	直轄港湾・地方港湾(1)
海上輸送に要する補正	補正なし
現場環境改善費計上区分	計上する
工期延長等に伴う現場維持等の費用計上	計上しない
前払金支出割合	35%を超える
契約保証の方法	金融的保証
現場管理費率除算補正	なし
橋脚工事	なし
車・経費指定区分	なし
供用係数ランク	ランク8
週休補正区分	4週8休以上

設計図書(参考資料)にある経費情報一覧表を参照

港湾土木請負工事積算基準に基づき積算した工事



経費工種

**浚渫工事 or 構造物工事**

その他

- ・施工地域・工事場所区分
- ・海上輸送に要する補正
- ・供用係数ランク

の有無を確認

# 週休2日制促進工事の取扱い

## 4週8休の確認方法(土曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
			① 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

# 週休2日制促進工事の取扱い

## 4週8休の確認方法(月曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目				2週目土曜日の閉所				
4週間目	3週目土曜日の閉所		3週目日曜日の閉所					
5週間目								③
6週間目					5週目日曜日の閉所			
7週間目	6週目土曜日の閉所							
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日の閉所	7週目日曜日の閉所			
...								⑤
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

# 週休2日制促進工事の取扱い

積算計上

## 「休日確保評価型」試行工事における労務単価等の補正 (令和4年度版) 国土交通省

- 労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率について補正係数を乗じて予定価格を作成する。
- 4週8休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更する。
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接工事費率による。

### 適用積算基準別 経費補正一覧

適用積算基準	経費補正係数	労務単価 1.05	機械経費(賃料) 1.04	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準		○	○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03

### “港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出  
補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

※市場単価補正係数適用一例 (対象工種:31種)

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.04	4 足場工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	5 鉄筋工	1.05
3 支保工	1.05	6 吊鉄筋工	1.05

# 週休2日制促進工事の取扱い

## 関係者確認書(様式1)、履行実績取組証(様式2)

様式1

### 週休2日制での施工に関する関係者確認書

工事名: \_\_\_\_\_  
取組形式: (完全週休2日制 又は 4週8休制 を記載)

**受注者(元請け企業)確認事項**

- 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制で施工することについて十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 下請け企業(1次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日  
受注者名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

**1次下請け企業等確認事項** (施工体制台帳に記載される全ての下請け人(一次)が対象)

- 元請け企業から、週休2日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制での施工について十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 下請け企業(2次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日  
印  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日  
印  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日  
印  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

**〈お知らせ〉週休2日制工事における経費補正**

本工事における発注者(県)と元請との契約においては、週休2日制で施工することにより、労務費に1.05、機械経費(賃料)に1.04、共通仮設費率に1.02、現場管理費率に1.03の補正係数が適用されます。なお、市場単価方式の積算については、港湾工事市場単価工種別に、「休日確保した工事の労務単価等の補正について」(令和4年4月1日以降に公告する工事から適用)(国土交通省港湾局HP)に示す補正係数が適用されます。

※発注者(元請け企業)は、この確認書の可しを1次下請け企業に交付するとともに、発注者に対して工事書子までに提出すること。

様式2

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

(受注者名) \_\_\_\_\_ 殿

茨城県〇〇〇〇〇事務所長 印

### 週休2日制促進工事における履行実績取組証(通知)

貴社が施工しました下記工事について、週休2日制での取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、履行実績取組証(本紙)を通知します。

記

- 工事名 \_\_\_\_\_
- 路河川名 \_\_\_\_\_
- 工期 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日
- 履行実績

当該工事において、発注者書に基づき、以下の通り取組を実施している。

現場閉所日確保率	備 考
100%以上	対象期間に含まれる休日の日数分を100%現場閉所した(4週8休相当)

積算基準標準歩掛(土木編)  
で発注した工事との違い



# 週休2日制促進工事の取扱い

## 成績評定

- ▶ 完全週休2日達成      2点加点
- ▶ 4週8休達成          1点加点

(工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数)